

出来形管理基準及び規格値（案）

1 出来形管理基準及び規格値(案) 目次

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1編 共通編							
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I - 1	
		2	掘削工(面管理の場合)			I - 2	
		3	掘削工(水中部)(面管理の場合)			I - 3	
	1-2-3-3	1	盛土工				I - 3
		2	盛土工(面管理の場合)				I - 4
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法			I - 5
			盛土補強工	多数アンカー式補強土工法			I - 5
			盛土補強工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法			I - 5
	1-2-3-5		法面整形工			I - 5	
	1-2-3-6		堤防天端工	盛土部		I - 5	
	第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I - 6
			2	掘削工(面管理の場合)			I - 7
1-2-4-3		1	路体盛土工			I - 8	
		2	路体盛土工(面管理の場合)			I - 9	
1-2-4-4		1	路床盛土工			I - 8	
		2	路床盛土工(面管理の場合)			I - 9	
1-2-4-5		法面整形工	盛土部		I - 10		
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I - 10	
第3編 土木工事共通編							
第2章 一般施工							
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		I - 11	
			矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	軽量鋼矢板		I - 11	
			矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	コンクリート矢板		I - 11	
			矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	広幅鋼矢板		I - 11	
			矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	可とう鋼矢板		I - 11	
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		I - 11	
	3-2-3-6		小型標識工			I - 11	
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I - 12	
			防止柵工	転落(横断)防止柵		I - 12	
			防止柵工	車止めポスト		I - 12	
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I - 12	
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I - 13	
	3-2-3-9		区画線工			I - 13	
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I - 13	
			道路付属物工	距離標		I - 13	
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I - 14	
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		I - 14	
		2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁		I - 14	
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			I - 15	
		2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	(購入工)		I - 15	
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			I - 15	
	3-2-3-15		PCホロースラブ製作工			I - 16	
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I - 17	
		2	PC押し箱桁製作工			I - 18	
	3-2-3-17		根固めブロック工			I - 19	
	3-2-3-18		沈床工			I - 19	
	3-2-3-19		捨石工			I - 20	
	3-2-3-22		階段工			I - 20	
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I - 20	
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		I - 21	
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I - 21	
3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I - 21		
	2	多自然型護岸工	かごマット		I - 22		
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I - 22		
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I - 22		
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I - 23		
		プレキャストカルバート工	プレキャストパイプ工		I - 23		
3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I - 23		
	1	側溝工	I型側溝工		I - 23		
	1	側溝工	自由勾配側溝		I - 23		
	1	側溝工	管渠		I - 23		
	2	側溝工	場所打水路工		I - 24		
3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		I - 24		
3-2-3-30		集水枿工			I - 25		
3-2-3-31		現場塗装工			I - 25		

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I - 25
			一般事項	砕石基礎工		I - 25
			一般事項	割ぐり石基礎工		I - 25
			一般事項	均しコンクリート		I - 25
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		I - 26
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		I - 26
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I - 26
		1	既製杭工	鋼管杭		I - 26
		1	既製杭工	H鋼杭		I - 26
		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		I - 27
	3-2-4-5		場所打杭工			I - 27
	3-2-4-6		深礎工			I - 27
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I - 28
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I - 28
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I - 28	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I - 29
		1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック張り		I - 29
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I - 29
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I - 30
	3-2-5-4		緑化ブロック工			I - 30
	3-2-5-5		石積（張）工			I - 30
3-2-6-6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）			I - 31	
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I - 32
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I - 33
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I - 34
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I - 35
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I - 36
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I - 37
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 38
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I - 39
		9	アスファルト舗装工	基層工		I - 40
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I - 41
		11	アスファルト舗装工	表層工		I - 42
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I - 43
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I - 43
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I - 44
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I - 44
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I - 45
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I - 46
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I - 47
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 48
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I - 49
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I - 50
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		I - 50
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I - 51
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		I - 52
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I - 53
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I - 54
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I - 55
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I - 56
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I - 57
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I - 58
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 59
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I - 59
		9	排水性舗装工	基層工		I - 60
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		I - 61
		11	排水性舗装工	表層工		I - 62
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I - 63

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I - 64
		2	透水性舗装工	路盤工 (面管理の場合)		I - 65
		3	透水性舗装工	表層工		I - 66
		4	透水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 67
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 68
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I - 69
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		I - 70
		4	グースアスファルト舗装工	基層工 (面管理の場合)		I - 71
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		I - 72
		6	グースアスファルト舗装工	表層工 (面管理の場合)		I - 73
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I - 74
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I - 75
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I - 76
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工 (面管理の場合)		I - 77
		5	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定処理工		I - 78
		6	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)		I - 79
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I - 80
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 (面管理の場合)		I - 81
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I - 82
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 (面管理の場合)		I - 83
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)		I - 84
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)		I - 85
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)		I - 86
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I - 86
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)		I - 87
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)		I - 88
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		I - 89
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		I - 90
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I - 91
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		I - 92
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I - 93
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 93
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 94
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 95
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I - 96
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I - 96
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I - 97
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I - 97
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 98
		5	ブロック舗装工	基層工		I - 99
3-2-6-15	1	路面切削工			I - 100	
	2	路面切削工	(面管理の場合)		I - 100	
3-2-6-16		舗装打換え工			I - 101	
3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I - 101	
	2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		I - 102	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I - 103
	3-2-7-3		置換工			I - 103
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		I - 104
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		I - 104
	3-2-7-5		バイルネット工			I - 104
	3-2-7-6		サンドマット工			I - 105
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I - 105
			バーチカルドレーン工	ペーパードレーン工		I - 105
			バーチカルドレーン工	袋詰式サンドドレーン工		I - 105
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションバイル工		I - 105

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-7-9	1	固結工	粉体噴射攪拌工		I - 106
		1	固結工	高圧噴射攪拌工		I - 106
		1	固結工	スラリー攪拌工		I - 106
		1	固結工	生石灰パイル工		I - 106
		2	固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合		I - 107
第10節 仮設工	3-2-10-5	3	固結工	中層混合処理		I - 107
		1	土留・仮締切工	H鋼杭		I - 108
		1	土留・仮締切工	鋼矢板		I - 108
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I - 108
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I - 108
	3-2-10-9	4	土留・仮締切工	締切盛土		I - 109
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		I - 109
				地中連続壁工（壁式）		I - 109
				地中連続壁工（柱列式）		I - 110
				法面吹付工		I - 110
第11節 軽量盛土工	3-2-10-22				3-2-14-3吹付工	I - 126
	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		I - 111
		2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支承工）		I - 112
		3	一般事項	仮設材製作工		I - 113
		4	一般事項	刃口金物製作工		I - 113
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		I - 114
		1	桁製作工	シミュレーション仮組立検査を行う場合		I - 115
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I - 116
	3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		I - 117	
	3-2-12-4		検査路製作工		I - 119	
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工		I - 119	
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工		I - 119	
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工		I - 120	
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工		I - 120	
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工		I - 121	
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工		I - 122	
	3-2-12-11		工場塗装工		I - 122	
	第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設	
			架設工（鋼橋）	ケーブルクレーン架設		I - 123
			架設工（鋼橋）	ケーブルエレクション架設		I - 123
			架設工（鋼橋）	架設桁架設		I - 123
			架設工（鋼橋）	送出し架設		I - 123
			架設工（鋼橋）	トラバラークレーン架設		I - 123
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		I - 124
			架設工（コンクリート橋）	架設桁架設		I - 124
			架設工支保工	固定		I - 124
			架設工支保工	移動		I - 124
			架設桁架設	片持架設		I - 124
			架設桁架設	押出し架設		I - 124
第14節 法面工（共通）			3-2-14-2	1	植生工	種子散布工
	1	植生工		張芝工		I - 124
	1	植生工		筋芝工		I - 124
	1	植生工		市松芝工		I - 124
	1	植生工		植生シート工		I - 124
	1	植生工		植生マット工		I - 124
	1	植生工		植生筋工		I - 124
	1	植生工		人工張芝工		I - 124
	1	植生工		植生穴工		I - 124
	2	植生工		植生基材吹付工		I - 125
	2	植生工	客土吹付工		I - 125	
	3-2-14-3		吹付工	コンクリート		I - 126
			吹付工	モルタル		I - 126
	3-2-14-4	1	法砕工	現場打法砕工		I - 127
			法砕工	現場吹付法砕工		I - 127
	2	法砕工	プレキャスト法砕工		I - 127	
	3-2-14-6		アンカー工		I - 128	
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I - 128
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工		I - 129	
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I - 129
			補強土壁工	多数アンカー式補強土工法		I - 129
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I - 129
3-2-15-4		井桁ブロック工		I - 130		
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I - 131
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		I - 131
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		I - 132
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工		I - 133	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6編 河川編							
第1章 築堤・護岸							
第3節 軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I - 104	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I - 104	
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I - 105	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I - 105	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工 (護岸)	I - 26	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		筈コンクリート工		3-2-4-3基礎工 (護岸)	I - 26	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	6-1-7-4		護岸付属物工			I - 133	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I - 30	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	6-1-7-7		石積 (張) 工		3-2-5-5石積 (張) 工	I - 30	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127	
	6-1-7-9			多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
				多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
				多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 5	
	6-1-7-13			羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			羽口工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
			羽口工	かご枠	3-2-3-27羽口工	I - 22	
			羽口工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	I - 29	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	6-1-9-7			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	6-1-10-5			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
				かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
	6-1-10-8		杭出し水制工			I - 134	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 96	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	6-1-11-10		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I - 25	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13	
	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13	
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11	
	第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I - 134
6-1-13-4			ハンドホール工			I - 135	
第2章 浚渫 (川)							
第2節 浚渫工 (ポンプ浚渫船)	6-2-3-2		浚渫船運転工 (民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第3節 浚渫工 (グラブ浚渫船)	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第4節 浚渫工 (バックホウ浚渫船)	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
		2	浚渫船運転工 (面管理の場合)		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106	
第5節 樋門・樋管本体	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
	6-3-5-6	1		函渠工	本体工		I - 135
		2		函渠工	ヒューム管		I - 136
		2		函渠工	P C管		I - 136
		2		函渠工	コルゲートパイプ		I - 136
		2		函渠工	ダクタイル铸铁管		I - 136
			函渠工	P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23	
	6-3-5-7		翼壁工			I - 136	
6-3-5-8		水叩工			I - 136		

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
	6-3-7-4		集水樋工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-30集水樋工	I - 25	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I - 24	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-28プレキャストカ ルバート工	I - 23	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製 作工	I - 119	
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製 作工	I - 119	
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製 作工	I - 122	
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製 作工	I - 120	
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I - 113	
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	6-4-6-6		矢板工 (遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	I - 11	
	6-4-6-7		床版工			I - 136	
	6-4-6-8		堰柱工			I - 136	
	6-4-6-9		門柱工			I - 136	
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I - 136	
	6-4-6-11		胸壁工			I - 136	
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I - 136	
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	I - 136	
	第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック 工	I - 19
		6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19
		6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20
6-4-7-7			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-3-22階段工	I - 20	
	6-4-9-5		架設工 (ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-6		架設工 (ケーブルエレク ション架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-9		架設工 (トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123	
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25	
	第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 133
	第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
6-4-12-4			地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180	
6-4-12-5			橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180	
6-4-12-6			橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180	
6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181		
第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション 桁製作工 (購入工)	I - 14	
第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	I - 15	
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセ グメント桁製作工 (購入工)	I - 15	
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセ グメント主桁組立工	I - 15	
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
	6-4-14-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124	
	6-4-14-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124	
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133	
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180	
	第15節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
		6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
6-4-15-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	I - 16	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20	
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180	
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180	
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180	
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181	
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32	
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I - 43	
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I - 53	
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I - 64	
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I - 68	
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74	
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93	
6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 96		
第5章 堰							
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I - 113	
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I - 119	
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 119	
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 119	
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I - 122	
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I - 121	
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 120	
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 120	
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I - 113	
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
	第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
	第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
		6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
6-5-6-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
6-5-6-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
6-5-6-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
6-5-6-8			床版工		6-4-6-7床版工	I - 136	
6-5-6-9			堰柱工		6-4-6-8堰柱工	I - 136	
6-5-6-10			門柱工		6-4-6-9門柱工	I - 136	
6-5-6-11			ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	I - 136	
6-5-6-12			水叩工		6-3-5-8水叩工	I - 136	
6-5-6-13			開門工			I - 137	
6-5-6-14			土砂吐工			I - 137	
6-5-6-15			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
第7節 固定堰本体工		6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
	6-5-7-8		堰本体工			I - 137	
	6-5-7-9		水叩工			I - 137	
	6-5-7-10		土砂吐工			I - 137	
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
	第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			I - 137
	第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			I - 138
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-9		架設工(トラバラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I - 123	
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179	
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25	
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 133	
第13節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20	
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180	
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180	
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180	
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	I - 14
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I - 15
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	I - 15
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I - 15
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	6-5-15-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
	6-5-15-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
	第16節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I - 17
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第18節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	I - 20
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-6-4-6		本体工			I - 139
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I - 139
	第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
6-6-5-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
6-6-5-5			矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
6-6-5-6			場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
6-6-5-7			コンクリート床版工			I - 140
6-6-5-8			ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19
6-6-5-9			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
第6節 吐出水槽工		6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	I - 139
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		I - 140
			本体工	植石張り	3-2-5-5石積 (張) 工	I - 30
			本体工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I - 19
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	6-7-4-8		水叩工			I - 141
			水叩工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
		水叩工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I - 19	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	I - 140
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	I - 140
	6-7-5-6		側壁工			I - 141
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	I - 141
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積 (張) 工	I - 30
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工 (護岸)	I - 26
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I - 5
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I - 134
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I - 135
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I - 124

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 5
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	I - 22
			縁切工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	I - 29
			縁切工	コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
			縁切工	石張工	3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 100
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 101
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 101
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	I - 23
			排水構造物工	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	I - 25
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	I - 11
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 14
第7編 河川海岸編						
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I - 104
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I - 104
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I - 105
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I - 105
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I - 141
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I - 142
	7-1-5-7		筥コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I - 142
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I - 143
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I - 143
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I - 144
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	I - 143
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I - 25
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	I - 24
			管渠工	プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	I - 24
			管渠工	コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	I - 24
			管渠工	ダクタイル鋳鉄管	3-2-3-29暗渠工	I - 24
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	I - 20
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	7-1-14-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I - 25
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I - 144	
	7-2-4-5		吸出し防止工			I - 145	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I - 145	
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I - 145	
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
	7-2-5-9		石枠工			I - 146	
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I - 146	
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			I - 147
		2	ケーソン工	ケーソン工掘付			I - 147
	7-2-5-12	3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリート ブロック)			I - 148
		1	セルラー工	セルラー工製作			I - 148
		2	セルラー工	セルラー工掘付			I - 148
	3	セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリート ブロック)			I - 148	
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I - 149	
	7-2-6-3		根固めブロック工			I - 149	
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	7-2-7-3		消波ブロック工			I - 149	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)							
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I - 150	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	I - 145	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20	
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリート ブロック工	I - 145	
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	I - 147	
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	I - 148	
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I - 146	
第4章 浚渫(海岸)							
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第4節 浚渫工(グラブ船)	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 131	
第5章 養浜							
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第4節 砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック	I - 149	
第8編 砂防編							
第1章 砂防堰堤							
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	I - 117	
			鋼製堰堤仮設材製作工			I - 150	
			工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124	
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126	
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127	
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128	
	8-1-6-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I - 22
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4	1	コンクリート堰堤本体工			I - 151	
			コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤 本体工	I - 151	
			コンクリート側壁工			I - 151	
			水叩工			I - 152	
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		I - 152	
		2	鋼製堰堤本体工	透過型		I - 153	
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I - 155	
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側 壁工	I - 151	
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I - 152	
8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25		
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック 工	I - 19	
			沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 19	
			かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I - 22
		かご工	ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I - 22	
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12	
			アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗 装工	I - 32	
			コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗 装工	I - 74	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 付帯道路施設工	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
第4節 流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I - 133
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I - 151
第5節 床固め工	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I - 151
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I - 151
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	I - 152
	8-2-5-8		魚道工			I - 155
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 19
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 20
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	I - 20	
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
	8-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	I - 128
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	I - 129
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I - 130
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	I - 163
	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
第6節 山腹水路工	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I - 155
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
	8-3-6-7		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			I - 156
	8-3-7-5		集水井工			I - 156
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106
第8節 地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	8-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	I - 27
	8-3-9-6		合成杭工			I - 156
第9編 ダム編						
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I - 157
			コンクリートダム工	水叩		I - 158
			コンクリートダム工	副ダム		I - 159
			コンクリートダム工	導流壁		I - 160
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I - 161
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I - 161
	9-2-4-7		ロックの盛立			I - 161
	9-2		フィルダム(洪水吐)			I - 161
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I - 162
第10編 道路編						
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工			I - 162
			遮音壁支柱製作工	工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I - 122
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I - 103
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	I - 103
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I - 105
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I - 105

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 法面工	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I - 105	
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	I - 106	
	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124	
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126	
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127	
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128	
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129	
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法	3-2-15-3補強土壁工	I - 129	
			補強土壁工	多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I - 129	
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I - 129	
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I - 130		
第8節 石・ブロック積工 (張) 工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	10-1-8-4		石積 (張) 工		3-2-5-5石積 (張) 工	I - 30	
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-1-9-6		場所打函渠工			I - 162	
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23	
第10節 排水構造物工 (小型水路工)	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I - 25	
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24	
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24	
	10-1-10-8		排水工 (小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	I - 23	
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I - 162	
	10-1-11-5		落石防護柵工			I - 163	
	10-1-11-6		防雪柵工			I - 163	
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I - 163	
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I - 164	
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I - 164	
第2章 舗装							
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I - 103	
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	I - 103	
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 32	
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I - 43	
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I - 53	
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I - 64	
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I - 68	
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 74	
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93	
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 96	
	10-2-4			歩道路盤工			I - 165
				取合舗装路盤工			I - 165
				路肩舗装路盤工			I - 165
			歩道舗装工			I - 166	
			取合舗装工			I - 166	
			路肩舗装工			I - 166	
			表層工			I - 166	
第5節 排水構造物工	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23	
	10-2-5-5		集水樹 (街渠樹)・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I - 25	
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24	
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24	
	10-2-5-8		排水工 (小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	I - 23	
10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			I - 167		
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11	
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I - 167	
			踏掛版工	ラバーシュー		I - 167	
			踏掛版工	アンカーボルト		I - 167	
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12	
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12	
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 12	
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11	
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I - 167	
		2	大型標識工	標識柱工		I - 168	
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13	
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I - 168	
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I - 168	
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I - 169	
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20	
第3章 橋梁下部							
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I - 113	
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I - 170	
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 120	
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122	
	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8	
第5節 軽量盛土工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
第6節 橋台工	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27	
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-6-8		橋台躯体工			I - 171	
	第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
		10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
		10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27
		10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28
10-3-7-7			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
10-3-7-8			鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 28	
10-3-7-9		1	橋脚躯体工	張出式		I - 173	
		1	橋脚躯体工	重力式		I - 173	
	1	橋脚躯体工	半重力式		I - 173		
	2	橋脚躯体工	ラーメン式		I - 175		
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26	
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27	
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27	
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 28	
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 28	
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I - 177	
		2	橋脚フーチング工	門型		I - 177	
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		I - 177	
		2	橋脚架設工	門型		I - 178	
	10-3-8-11		現場継手工			I - 178	
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25	
	第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
10-3-9-4			矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
10-3-10-3			笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11	
	第11節 法覆護岸工						
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I - 133	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I - 30	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29	
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127	
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
			多自然型護岸工	巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
			多自然型護岸工	かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 5	
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I - 22
			羽口工	ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I - 22
			羽口工	かご枠		3-2-3-27羽口工	I - 22
		羽口工	連節ブロック張り		3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I - 29	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I - 119	
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 119	
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 119	
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I - 122	
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 120	
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I - 178	
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 114	

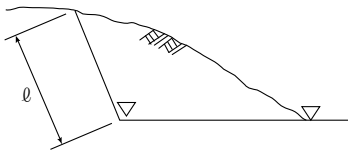
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 120
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122
	10-4-5-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-5		架設工 (ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-6		架設工 (ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-9		架設工 (トラバラークレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		I - 179
		2	支承工	ゴム支承		I - 179
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 133
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I - 180
	10-4-8-5		地覆工			I - 180
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I - 180
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I - 180
	10-4-8-8		検査路工			I - 181
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I - 177
			橋脚フーチング工	T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I - 177
	10-4-9-6		歩道橋 (側道橋) 架設工		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
	第5章 コンクリート橋上部					
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I - 121
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 120
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 119
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I - 119
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122
	第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)
			プレテンション桁製作工 (購入工)	スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	I - 14
10-5-5-3			ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I - 15
10-5-5-4			プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	I - 15
10-5-5-5			プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I - 15
10-5-5-6			支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
10-5-5-7			架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
10-5-5-8			架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
10-5-5-9			床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133
10-5-5-10			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第6節 プレビーム桁橋	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		I - 181
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-5-6-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-5-6-5		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	I - 123
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 133
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 16
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I - 17
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I - 17
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-5-11-4		架設工 (片持架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16PC押出し箱桁製作工	I - 18
	10-5-12-3		架設工 (押出し架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	I - 124

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第6章 トンネル (NATM)						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I - 181
	10-6-4-4		ロックボルト工			I - 182
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I - 183
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I - 183
	10-6-5-5		床版コンクリート工			I - 184
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I - 184
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I - 184
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			I - 185
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 122
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I - 185
	10-11-6-4		カラー継手工			I - 186
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I - 186
		2	防水工	防水保護工		I - 186
3	防水工	防水壁		I - 186		
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I - 187
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I - 187
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I - 187
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	I - 185
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I - 188
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工 (管路部)	I - 187
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール	I - 188
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 100
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 101
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			I - 189
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合		I - 189
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 101
	10-14-4-7		路上再生工			I - 190
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
	第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工
10-14-5-4			管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23
10-14-5-5			集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
10-14-5-6			地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
10-14-5-7			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
10-14-5-8			排水工		3-2-3-29側溝工	I - 23
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I - 167
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管	I - 168
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I - 169
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I - 162
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
		かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22	
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 14
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I - 191
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 119

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 100
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 101
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I - 189
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 101
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I - 190
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 93
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 23
	10-16-6-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I - 25
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 24
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 24
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I - 23
第7節 緑石工	10-16-7-3		緑石工		3-2-3-5緑石工	I - 11
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
第9節 標識工	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I - 167
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I - 168
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	I - 169
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 128
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 129
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I - 162
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 23
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 124
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 126
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 127
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 128
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
第18節 落石雪害防止工			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I - 162
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I - 163
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I - 163
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I - 163
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作	I - 191
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
	10-16-21-4		P C 橋支承工		10-4-5-10支承工	I - 179
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 180
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 180
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 180
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 180
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 181
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 14

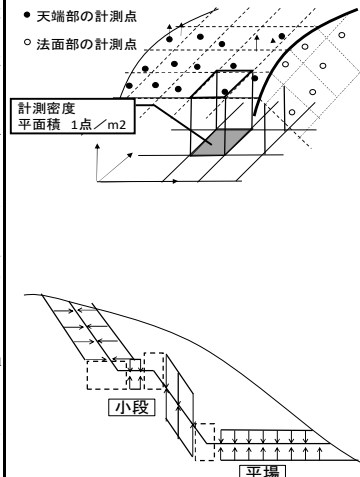
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%

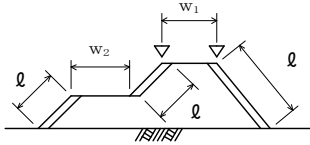
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-3-2		
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽		-50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ < 5m	-100				
							ℓ ≥ 5m	法長-2%				
						幅 w ₁ , w ₂		-100				

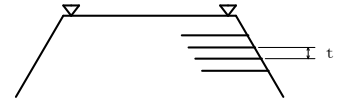
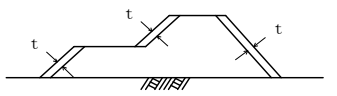
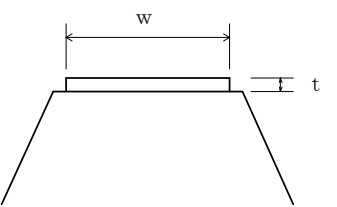
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均值	個々の 計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	<p>●天端部の計測点 ○法面部の計測点</p> <p>計測密度 平面積 1点/m²</p> <p>天端 小段</p>	1-2-3-3
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、 ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						

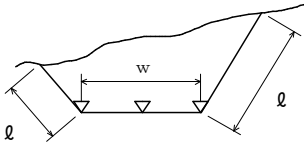
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4	
						厚さ t	-50				
						控え長さ	設計値以上				
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w	-100				

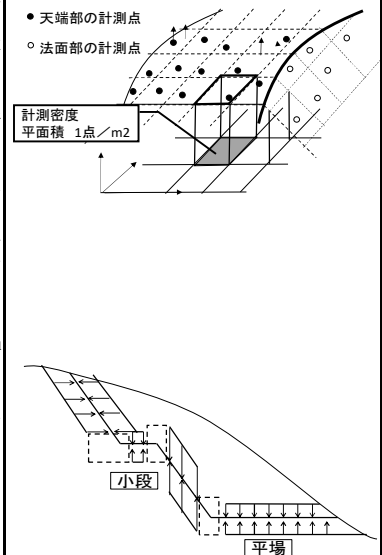
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	
						法長 l	$l < 5m$				-200
							$l \geq 5m$				法長-4%
						幅 w	-100				

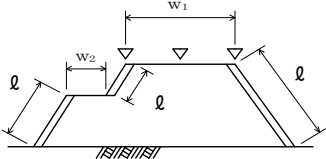
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-4-2	
						平地	標高較差	±50				±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70				±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70				±330

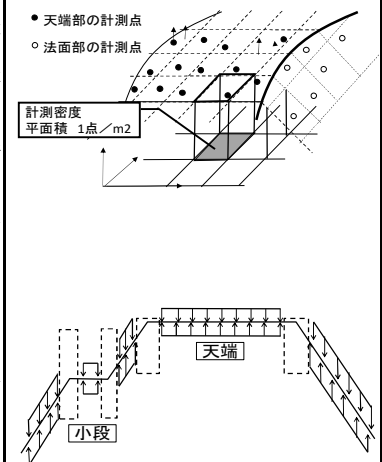
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3
			4			法長 l	$l < 5m$	-100			1-2-4-4
							$l \geq 5m$	法長-2%			
			幅 w_1, w_2			-100					

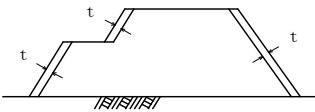
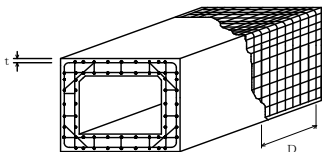
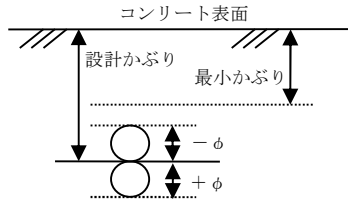
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3	2	路体盛土工 (面管理の場合)			平均值	個々の 計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-4-3 1-2-4-4
					路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			

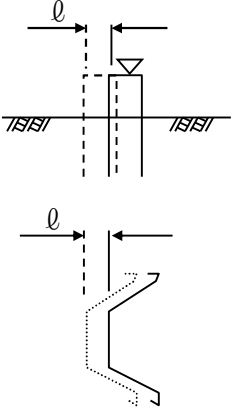
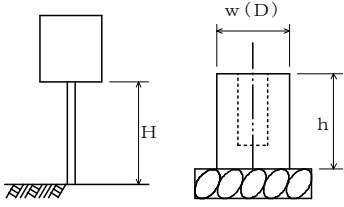
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		1-3-7-4
						かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上			
						<p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。</p> <p>注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。</p> <p>注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>				
						<p>注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。</p> <p>注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>				
						<p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p> 				

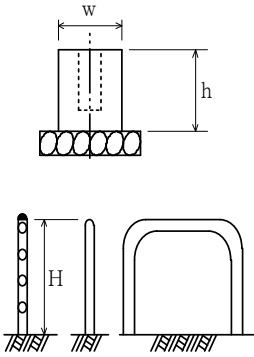
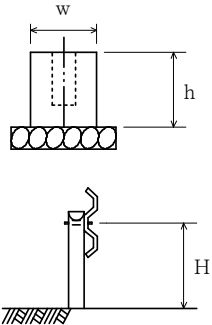
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4	
						根入長	設計値以上				
						変位 θ	100				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 （縁石・アスカープ）	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6	
						基礎	幅w (D)	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			
							根入長	設計値以上			

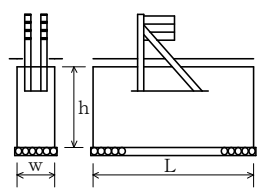
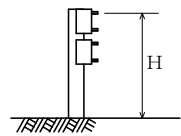
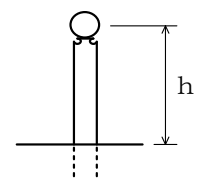
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7	
							高さh	-30				
						パイプ取付高H		+30 -20				1ヶ所/1施工箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8	
							高さh	-30				
						ビーム取付高H		+30 -20				1ヶ所/1施工箇所

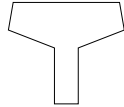
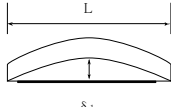
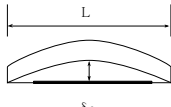
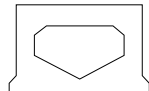
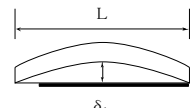
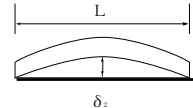
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高さh	-30			
							延長L	-100			
						ケーブル取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	9		区画線工	厚さt (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9	
						幅w	設計値以上				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	

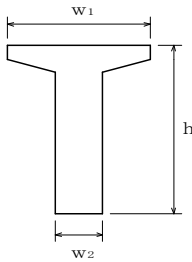
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L / 1,000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋桁のそり δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
						側面図 				
平面図 										
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots L \leq 10m$ $\pm L / 1,000 \cdots L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋桁のそり δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
						側面図 				
平面図 										

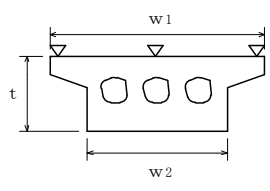
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	1	ポストテンション桁製 作工	幅(上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する 場合は、製造工場の発行するJISに基 づく試験成績表に替えることができ る。 ℓ ：支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコン クリート構 造物(橋梁 上・下部工 および重要 構造物であ る内空断 面積25㎡ 以上のボク スカルパ ート(工場 製作のプレ キャスト 製品は全て の工種にお いて対象外)の鉄筋の 配筋状況及 びかぶり については、 「非破壊試 験によるコ ンクリート 構造物中の 配筋状態及 びかぶり測 定要領」も 併せて適用 する
						幅(下) w_2	±5			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメン ト桁製作工 (購入工)	桁長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定 箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメン ト主桁組立工	桁長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする ℓ ：支間長 (m)		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

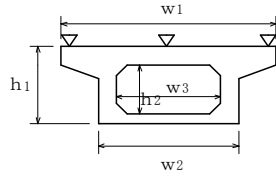
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	15		P Cホロースラブ製作 工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付 近）で1箇所当たり両端と中央部の3 点、幅及び厚さは1径間当たり両端と 中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、 第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		3-2-3-15 (注) 新設のコン クリート構 造物（橋梁 上・下部工お よび重要構 造物である内空 断面積25㎡以 上のボックス カルバート （工場製作の プレキャスト 製品は全ての 工種において 対象外）の 鉄筋の配筋状 況及びかぶり については、 「非破壊試験 によるコンク リート構造物 中の配筋状態 及びかぶり測 定要領」も併 せて適用する
						幅w ₁ , w ₂	-5～+30			
						厚さ t	-10～+20			
						桁長ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内			

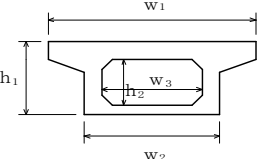
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	16	1	P C箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） w_1	-5～+30			
						幅（下） w_2	-5～+30			
						内 空 幅 w_3	±5			
						高さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内			

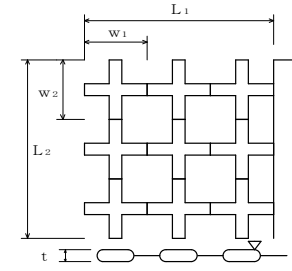
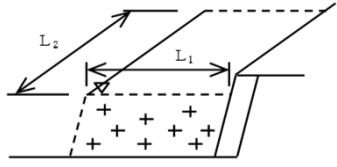
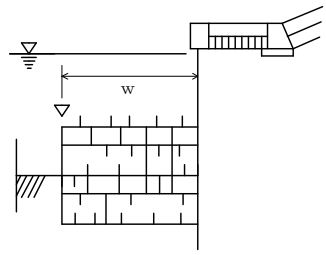
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	16	2	P C 押し箱桁製作工	幅(上) w_1	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長 (m)		3-2-3-16 (注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅(下) w_2	-5~+30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内			

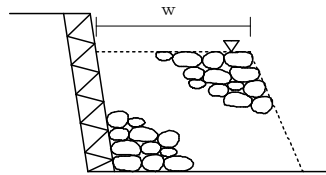
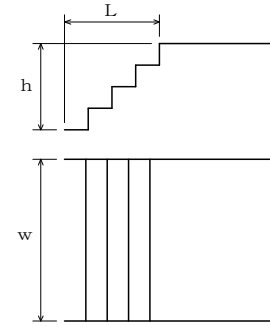
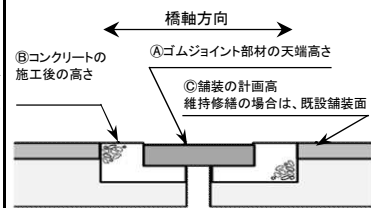
出来形管理基準及び規格値(案)

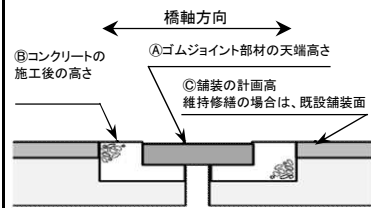
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根 固 め ブ ロ ッ ク 工	層 積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-17
							厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							幅W ₁ , W ₂	-20			
							延長L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎		
						乱 積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							延長L ₁ , L ₂	- t / 2	1施工箇所毎		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈 床 工	基準高▽	±150	1組毎		3-2-3-18	
						幅w	±300				
						延長L	-200				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
						幅w	-100			
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	22		階段工	幅w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22
						高さh	-30			
						長さL	-30			
						段数	±0段			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			



据付け高:「A」と「Aの設計値」との差分
仕上げ高:後打ちコンがある場合「A」と「B」の差分、
後打ちコンが無い場合「A」と「C」の差分

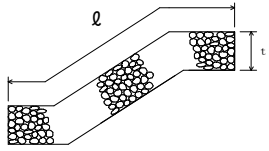
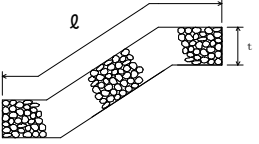
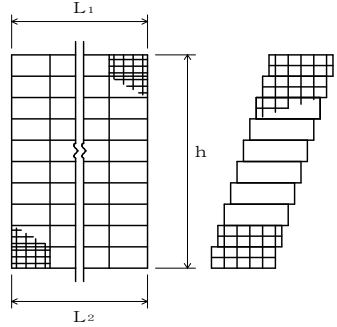
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
						高さ	橋軸方向各点誤差の相対差	3			
							表面の凹凸	3			
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
							歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁	±2			
							歯咬み合い部の横方向間隔W ₂	±5			
		仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2								
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
						法長ℓ	-200				
						延長L	-200				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						厚さ t	-0.2 t			
						延長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50		3-2-3-27
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100		
						厚さ t	-50			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						延長 L_1, L_2	-200			

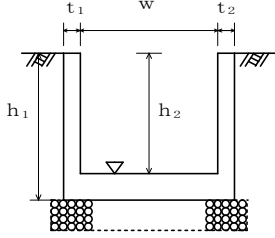
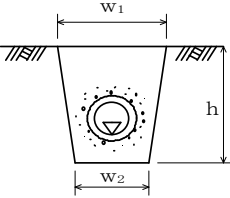
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	28		プレキャストカルバ ート工 (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイプ 工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、施工延長40m(ま たは50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	
						※幅 w	-50				
						※高さ h	-30				
						延長 L	-200				1施工箇所毎
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側 溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、施工延長40m(ま たは50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		3-2-3-29	
						延長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」の規定により管 理を行う場合は、延長の変化点で測 定。

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200			

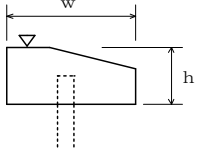
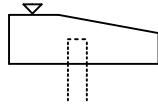
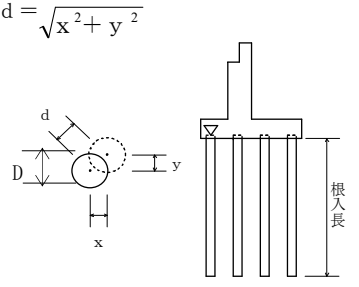
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	30		集水桝工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	31		現場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500㎡とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>	3-2-3-31	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		3-2-4-1
						厚さ t_1, t_2	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
						幅w	-30			
						高さh	-30			
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			

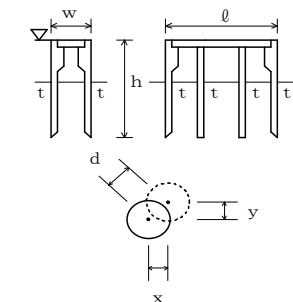
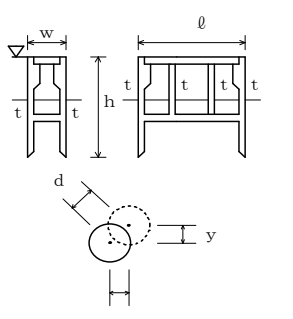
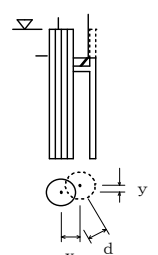
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計値以上			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計径(公称径) -30以上			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径D	設計径(公称径) 以上※			

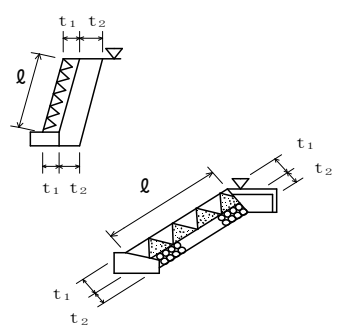
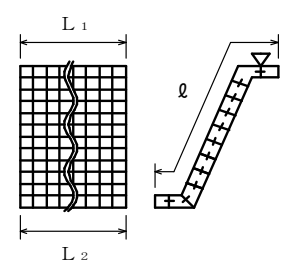
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	300以内			

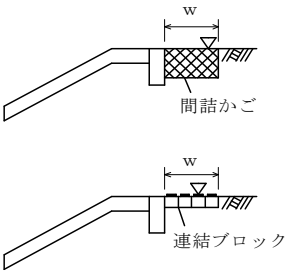
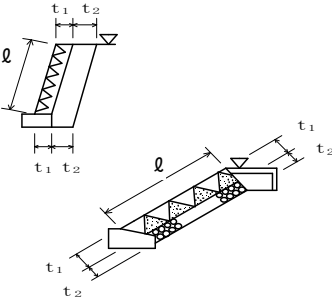
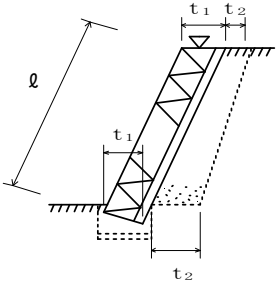
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長 l	$l < 3m$	-50			
							$l \geq 3m$	-100			
						厚さ（ブロック積・張） t_1		-50			
						厚さ（裏込） t_2		-50			
						延長L		-200			
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長 l		-100			
						延長 L_1, L_2		-200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						幅w	-100				
						延長L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(ブロック) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延長L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(石積・張) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延長L	-200				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	橋面防水工（シート系 床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所 毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 ①中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 ②小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 ①中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 ②小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	-	-			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-9
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-9	
						幅	-50	-50	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		3-2-6-9
						幅	-25	-25	-	-			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	<p>基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-10
						厚さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					測定値の平均
							中規模 以上	小規模 以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10	
						幅	-25	—				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10	

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グーアスファルト 舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	
						幅	-25	-25	-	-			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	5	グーラスファルト 舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-11
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		3-2-6-12
						幅	-50		-				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50		-				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		3-2-6-12
						幅	-25		-				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10		-3.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12
						幅	-25		-				
						平坦性	-		コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未 満。	3-2-6-12
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		3-2-6-12
						幅	-25		-				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						幅	-35		—					
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下					
						目地段差	±2							隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
														コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-50		-				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-25		-				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		-				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-50		—				

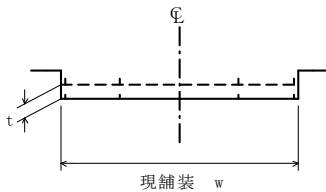
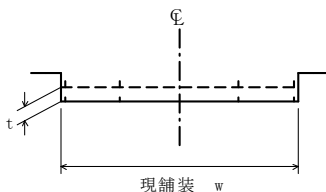
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-25		—				

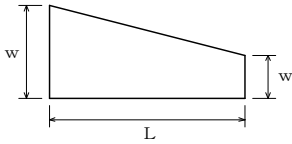
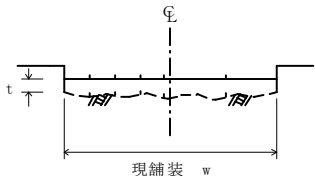
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	15	1	路面 切削 工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	15	2	路面 切削 工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ tのみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打換え工	路盤工	幅w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
							延長L	-100			
							厚さt	該当工種			
						舗設工	幅w	-25			
							延長L	-100			
							厚さt	該当工種			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚さt	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17	
						幅w	-25				
						延長L	-100				
						平坦性	— 3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		3-2-6-17
						平坦性	—	3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

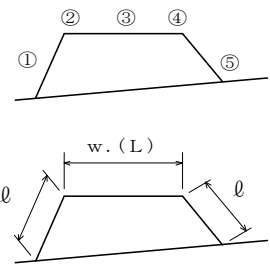
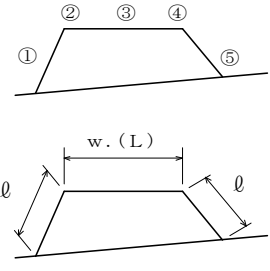
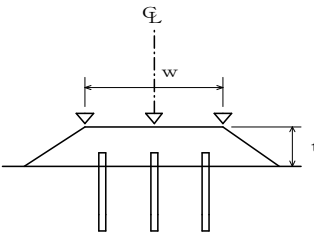
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

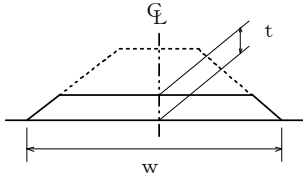
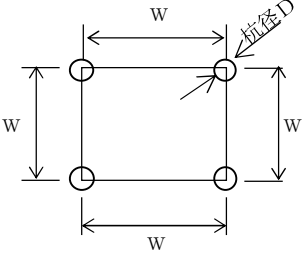
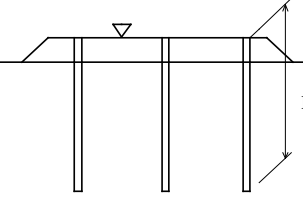
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4
						法長 l	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4
						法長 l	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚さt	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			

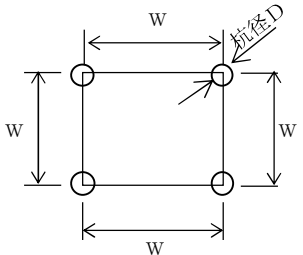
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
			8		締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 サンドコンパクション パイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		3-2-7-8
									※余長は、適用除外	

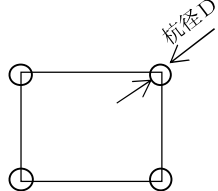
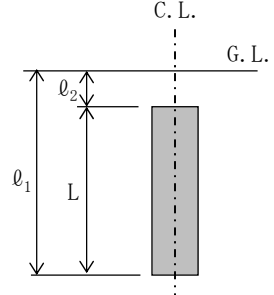
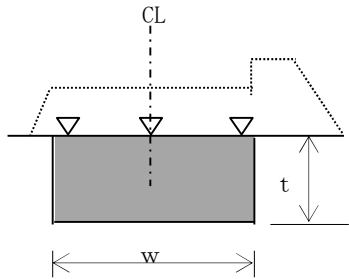
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高压噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭径D	設計値以上			
						深度L	設計値以上			
								全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良端天端深度		

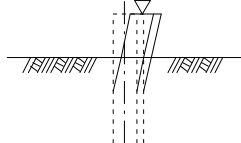
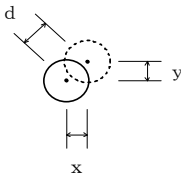
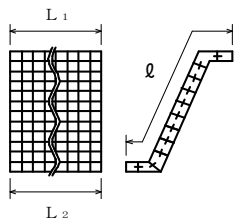
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	 	3-2-7-9
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000㎡~4,000㎡につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			

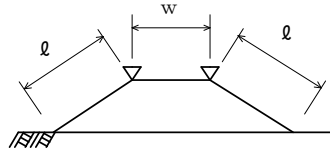
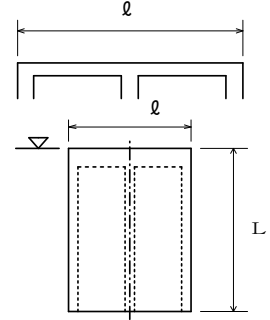
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	
						根入長	設計値以上				
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5	
						配置誤差 d	100				
						$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	
						延長 L ₁ , L ₂	-200				1施工箇所毎

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につ き2ヶ所。		3-2-10-5
						天端幅 w	-100			
						法長 l	-100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につ き2ヶ所。		3-2-10-5
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの 場合は50m）につき1ヶ所。延長40m （又は50m）以下のものについては1施 工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場 合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又 は25m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ l	-50			
						変位	300			
						壁体長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m） 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合 は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m） 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	<p>D: 杭径</p>	3-2-10-9
						連壁の長さℓ	-50			
						変位 d	D/4以内			
						壁体長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 (金属支承工) (次頁に続く)	上下部 鋼構造 物との 接合用 ボルト 孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1			
							中心 距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				1以下		
								$\leq 1,000\text{mm}$					ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	
								$> 1,000\text{mm}$						1.5以下
								>1,000mm						
						アン ーカー アン ンバー 加工 孔	ドリル加工孔	$\leq 100\text{mm}$	+3 -1					
							$> 100\text{mm}$	+4 -2						
						アン ーカー アン ンバー 用孔 ボルト (鑄 放し)	孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13						
						セン ター ボス	ボスの直径	+0 -1						
							ボスの高さ	+1 -0						
						ボス ※ 5	ボスの直径	+0 -1						
							ボスの高さ	+1 -1						
上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法						JIS B 0403-1995 CT13								

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1		全移動量 ℓ※4	ℓ ≤ 300mm	±2				
							ℓ > 300mm	±ℓ/100				
							組立高さH コンクリート 構造用	上, 下面加工仕上げ				±3
								H ≤ 300mm				±3
							H > 300mm	(H/200+3)小数点以下切り捨て				
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403-1995 CT14				
							鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403-1995 CT15				
							削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級				
							ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級				
						3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通				1
500 < w, L, D ≤ 1,500mm	0~+1%											
1,500 < w, L, D	0~+15											
厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5										
	20 < t ≤ 160	±2.5%										
	160 < t	±4										
相対誤差	w, L, D ≤ 1,000mm	1										
	1,000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1,000										

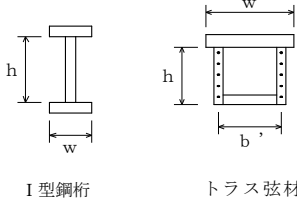
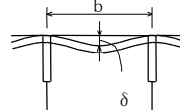
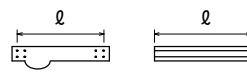
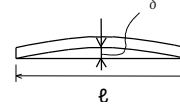
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	4	刃口金物製作工		刃口高さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
							外周長 L (m)	$\pm (10 + L / 10)$			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
								鋼桁等	トラス・アーチ等						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	±2... w ≤ 0.5 ±3...	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 <p>I型鋼桁 トラス弦材</p>	3-2-12-3				
							腹板高 h (m)	0.5 < w ≤ 1.0 ±4...							
							腹板間隔 b' (m)	1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w/2) ... 2.0 < w							
							板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板				h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		3-2-12-3
								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート				b / 150			
								フランジの直角度 δ (mm)				w / 200			
							部 材 長 ℓ (m)	鋼桁				±3... ℓ ≤ 10 ±4... ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-2-12-3
トラス、アーチなど	±2... ℓ ≤ 10 ±3... ℓ > 10														
		圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1,000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		3-2-12-3								
<p>※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値の h、b、w に代入する数値は mm 単位の数値とする。</p>															

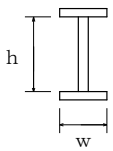
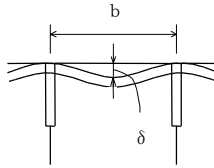
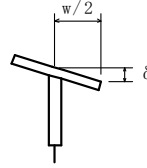
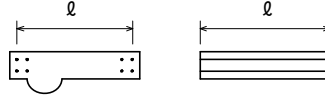
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	$\pm (10 + L/10)$ $\pm (10 + L_n/10)$	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm (3 + B/2) \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm (2.5 + h/2) \dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5 + L/5 \dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-2-12-3
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10 ～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		3-2-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3 + h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		3-2-12-3
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			3-2-12-3
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った 部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-3	
							板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁等の部 材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板またはリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		
								箱桁等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート	$b/150$			
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				
							部 材 長 l (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	主要部材全数を測定。		
							※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。					

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤長L	±30			
						堤長l	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
					(次頁に続く)					


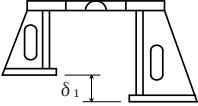
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3						

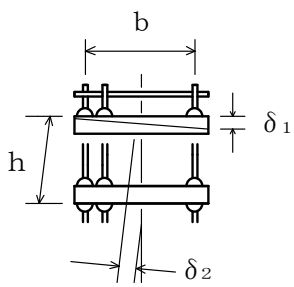
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	$0 \sim +30$	製品全数を測定。		3-2-12-5	
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm)	設計値 ± 4				
							フィンガーの食い違い $\delta 2$ (mm)	± 2				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6	

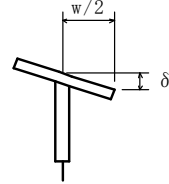
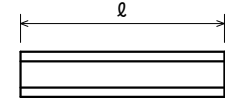
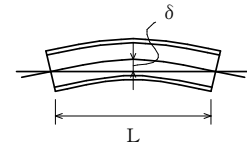
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-7
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b / 500$	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h / 500$			
							高さ h (mm)	± 5			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼</p>	3-2-12-9
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							部材長 l (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
							仮組立時 主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。		3-2-12-9

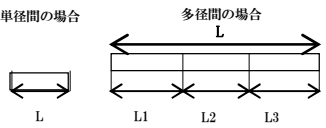
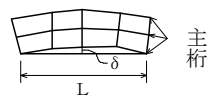
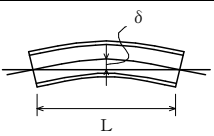
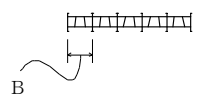
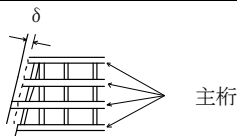
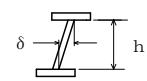
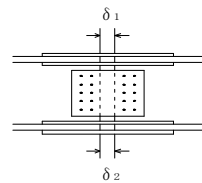
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-10
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚		<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		3-2-12-11

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (20+L/5) ± (20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長 (m)		
						そり δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4・B ≤ 2 ± (3+B/2) … B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 H：主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
<p>※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	13 橋梁 架設 工			架設工（コンクリート 橋） (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり	—	主桁を全数測定。		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2
							ℓ≥5m	法長の-4%		
						盛土法長 ℓ	ℓ<5m	-100		
							ℓ≥5m	法長の-2%		
						延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2		
							$\ell \geq 5m$	法長の-4%					
						厚さ t	$t < 5cm$	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。				
							$t \geq 5cm$	-20					
								ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
								延長L				-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

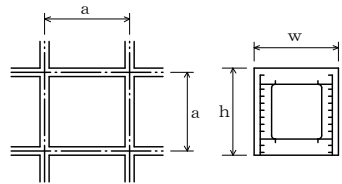
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3	
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100				
						厚 さ t	$t < 5\text{cm}$	-10				200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。
							$t \geq 5\text{cm}$	-20				
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
						延長L		-200				1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

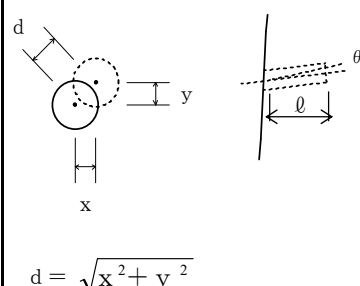
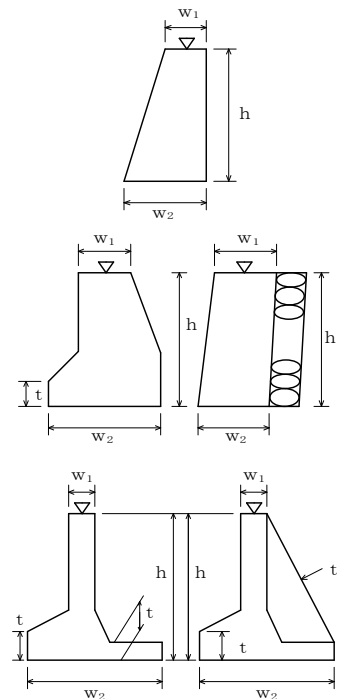
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工 (現場 打 法 枠 工) (現場 吹 付 法 枠 工)	法 長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\phi \geq 10m$	-200			
							幅 w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
							高さ h	-30			
							枠中心間隔 a	± 100			
								延長 L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工 (プレ キャスト 法 枠 工)	法 長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4
							$\phi \geq 10m$	-200			
							延長 L	-200	1施工箇所毎		

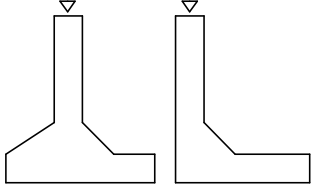
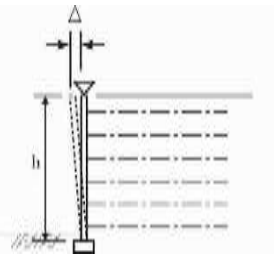
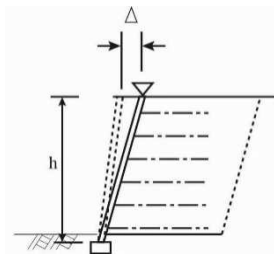
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工 にも適用する	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	± 2.5 度				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		一般事項 (場所打擁壁工)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1	
						厚さ t	-20				
						裏込厚さ	-50				
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ h	$h < 3\text{m}$				-50
							$h \geq 3\text{m}$				-100
						延長 L	-200				1施工箇所毎
											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁壁 工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2	
						延長L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
3 土木 工事 共通 編	2 共通 的工 種	15 擁壁 工 共通	3		補強土壁工 (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	 	3-2-15-3	
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
							鉛直度△				±0.03 h かつ ±300以内
							控え長さ (補強材の設計長)				設計値以上
							延長L				-200

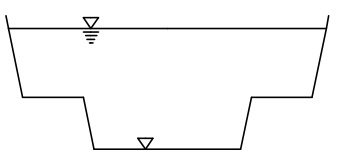
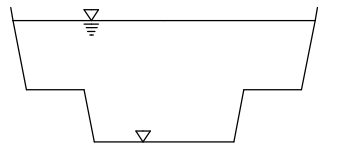
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
						法長 φ	φ < 3m				-50
							φ ≥ 3m				-100
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃					-50
延長 L ₁ , L ₂		-200	1施工箇所毎								

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
								500ps	-1,000～+200			
								1,000ps	-1,200～+200			
							デイ ゼ ル 船	250ps	-800～+200			
								420ps 600ps	-1,000～+200			
								1,350ps	-1,200～+200			
								幅	-200			
								延長	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽		+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
							幅	-200				
							延長	-200				

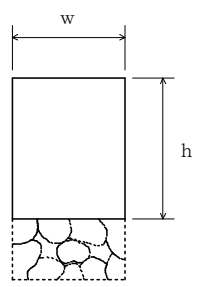
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							平均値	個々の計測値			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3
						標高較差	0以下	+400 以下			

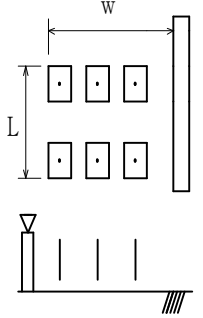
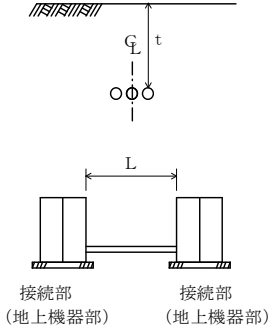
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
						幅w	0～+30			
						厚さt	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10									
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高さh	-30			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎		6-1-10-8	
						幅w	±300				
						方向	±7°				
						延長L	-200				
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3	
						延長L	-200				接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】

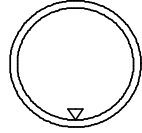
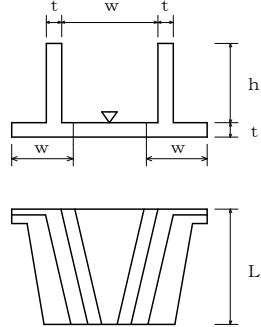
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本體工	6	1	函渠工 (本體工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	-200			

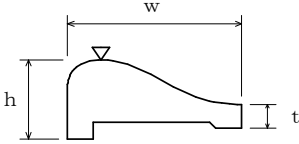
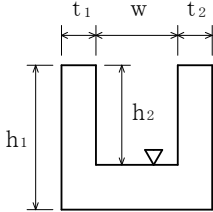
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-3-5-6	
						延長L	-200				1施工箇所毎
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-3-5-7 6-3-5-8	
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	-50				
6 河川 編	4 水門	6 水門本 体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11	
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	-50				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	5 堰	6 可動堰 本 体 工	13 14		開門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6 河川 編	5 堰	7 固定堰 本 体 工	8 9 10		堰本 体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは 両端、施工継手箇所及び 構造図の寸法表示箇所 で測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	L < 20m -50 L ≥ 20m -100			
6 河川 編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本 体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25m の場合は50m）につき1ヶ所、 40m（または50m）以下の ものは1施工箇所につき2ヶ 所。		6-5-8-3
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2
						厚さ t	-20			
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h ₁	-50			
						胸壁の高さ h ₂	-30			
						天端長 ℓ ₁	-50			
						敷長 ℓ ₂	-50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			

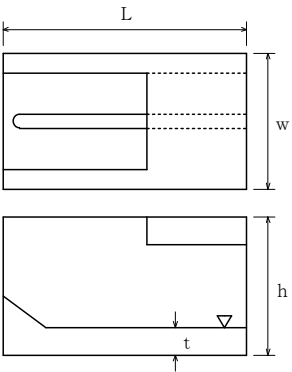
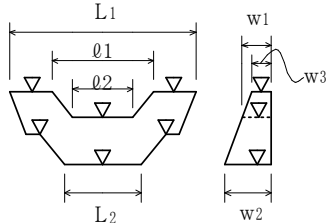
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		6-6-4-6
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	±30			
						延長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		6-6-4-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-5-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		6-7-4-6
						天端幅 w_1, w_3	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	±50			

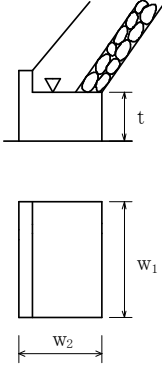
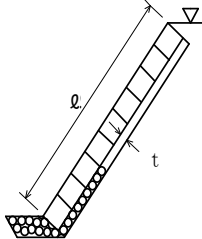
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		6-7-4-8
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎にて測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天端幅 w ₁	-30			
						堤幅 w ₂	-30			
						長さ L	-100			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

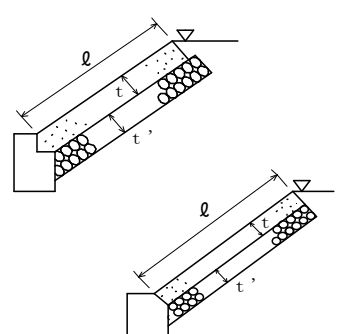
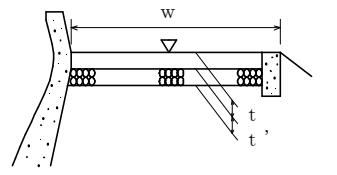
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	6		海岸コンクリートブ ロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で 測定。基準高、延長は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき 1ヶ所、延長40m(または50m)以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w ₁	-20				
						ブロック横幅 w ₂	-20				
						延長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(または 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		7-1-6-4	
						法長 l	l < 5m				-100
							l ≥ 5m				l × (-2%)
						厚さ t	-50				
						延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5	
						法長ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ t	t < 100				-20
							t ≥ 100				-30
						裏込材厚 t'	-50				
						延長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被 覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2	
						幅 w	-50				
						厚さ t	-10				
						基礎厚 t'	-45				
						延長 L	-200				

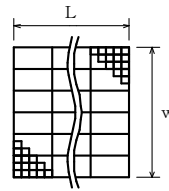
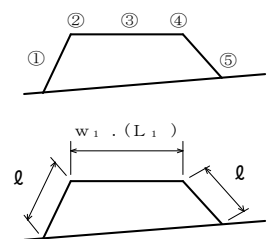
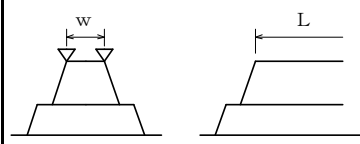
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3		
						幅 w_1, w_2	-30					
						高さ $h < 3m$ h_1, h_2, h_3	-50					
						高さ $h \geq 3m$ h_1, h_2, h_3	-100					
						延長 L	-200					
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4	
							表面均し	±100				
						荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500				
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300				
						被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500				
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300				
						法長 l		-100				幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
						天端幅 w_1		-100				
						天端延長 L_1		-200				

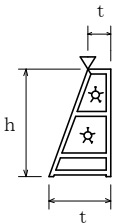
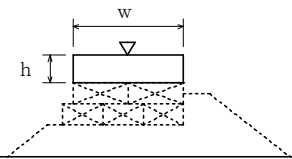
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅w	-300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5
						延長L	-500			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本體工	2		捨石工	基準高▽ 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-5-2
						異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長ℓ	-100			
						天端幅w ₁	-100			
						天端延長L ₁	-200			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本體工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽ (層積) ブロック規格 26 t 未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
						(層積) ブロック規格 26 t 以上	±500			
						(乱積)	±ブロックの高さの1/2			
						天端幅w	-ブロックの高さの1/2			
						天端延長L	-ブロックの高さの1/2			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	
						厚さ t	-50				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延長 L	-200	1施工箇所毎			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10	
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				

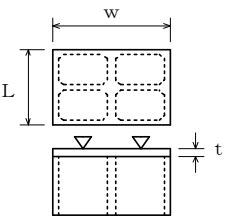
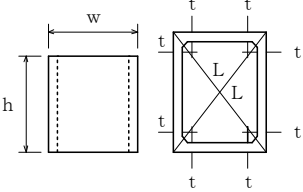
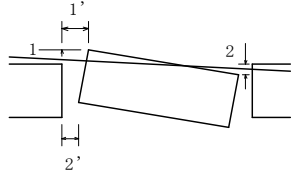
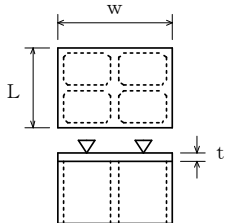
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラ スト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11
							コンクリート	±50			
							壁厚 t_1	±10	底版完成時、各壁1ヶ所		
							幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端		
							高さ h_1	+30, -10	完成時、四隅		
							長さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端		
							底版厚さ t_2	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所		
							フーチング高さ h_2	+30, -10	底版完成時、四隅		
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1, 2	ケーソン重量 2,000 t 未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		7-2-5-11	
							ケーソン重量 2,000 t 以上 ±150				
						据付目地間隔 1', 2'	ケーソン重量 2,000 t 未満 100以下	据付完了後、天端2ヶ所			
							ケーソン重量 2,000 t 以上 200以下				

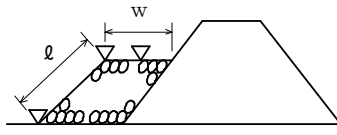
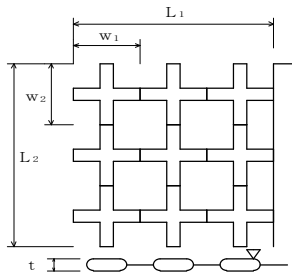
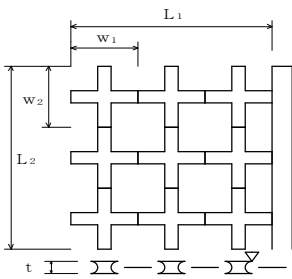
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所 (中心)		7-2-5-11	
							水中	±50				
							厚さ t	±30				
							幅 w	±30				
							長さ L	±30				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)		壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12	
							幅 w	+20, -10				
							高さ h	+20, -10				
							長さ L	+20, -10				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)		法線に対する出入 1, 2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所 (各段毎)		7-2-5-12	
							隣接ブロックとの間隔 1', 2'	50以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所 (中心)		7-2-5-12	
							水中	±50				
							厚さ t	±30				
							幅 w	±30				
							長さ L	±30				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据 付面(乱積)の 高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点 以上測定。		7-2-6-2	
							異形ブロック据 付面(乱積)以 外の高さ	±300				
							法長 l	-100				幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(また は50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表 裏法肩。
							天端幅 w	-100				
							天端延長 L	-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(また は50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-6-3	
							乱積	$\pm t/2$				
							厚さ t	-20				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
						幅 w_1 w_2	層積	-20				
								乱積				$-t/2$
						延長 L_1 L_2	層積	-200				
	乱積	$-t/2$										
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準 高▽	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所。延長40m(また は50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-7-3	
							乱積	$\pm t/2$				
							厚さ t	-20				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
							幅 w_1, w_2	-20				
							延長 L_1, L_2	-200				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
7 河川 海岸 編	3 海域 堤防 (人工 リーフ、 離岸堤、 潜堤)	3 海域 堤基礎 工	3		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-3-3-3									
							荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500												
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300												
							被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500												
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300												
							法長 ℓ		-100				幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。								
							天端幅 w_1		-100												
							天端延長 L_1		-200												
							8 砂防 編	1 砂防 堰堤	3 工場 製作 工				4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)		$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	8-1-3-4

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		8-1-8-4
						天端部 w_1, w_3 堤幅 w_2	-30			
						水通し幅 l_1, l_2	±50			
						堤長 L_1, L_2	-100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6
						幅 w_1, w_2	-30			
						長さ L	-100			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	
						幅 w	-100				
						厚さ t	-30				
						延長 L	-100				
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
							長さ l_1, l_2	±100			
							幅 w_1, w_3	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H ₁			
						袖 部	袖高▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H ₂			

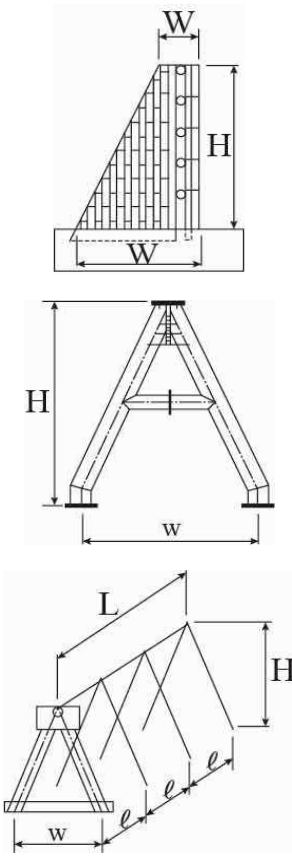
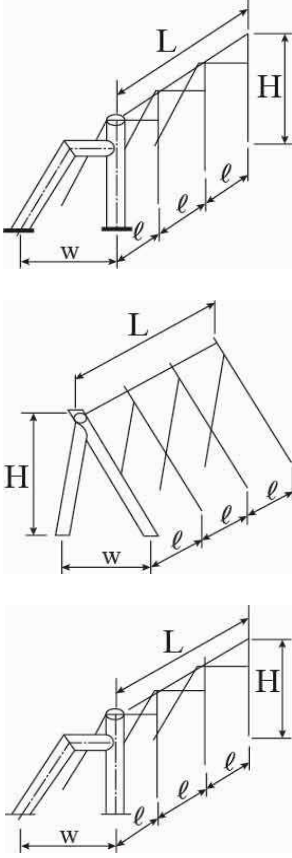
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-5
						堤長 l	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			
					(次頁に続く)					

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2				 <p>Technical drawing showing measurement points W, H, L, and w for a steel weir structure. It includes three views: a top view of a trapezoidal weir with width W and height H, a side view of a triangular weir with height H and base width w, and a perspective view of a trapezoidal weir with height H, base width w, and slope length L.</p>	 <p>Technical drawing showing measurement points L, H, w, and e for a steel weir structure. It includes two perspective views of a trapezoidal weir. The first view shows height H, base width w, and slope length L. The second view shows height H, base width w, and slope length L, with additional measurement points e indicating the distance from the base to the crest.</p>	

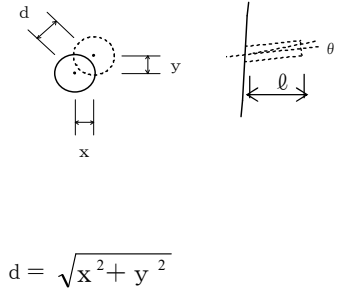
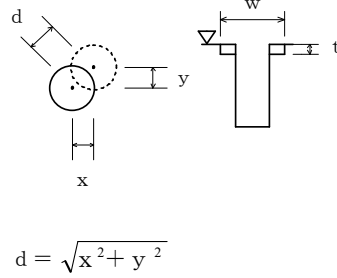
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	
						長さL	±100				
						幅w ₁ , w ₂	±50				
						下流側倒れ△	±0.02H				
						高さh	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8	
						幅w	-30				
						高さh ₁ , h ₂	-30				
						厚さt ₁ , t ₂	-20				
						延長L	-200				
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	
						厚さt ₁ , t ₂	-20				
						幅w	-30				
						幅w ₁ , w ₂	-50				
						高さh ₁ , h ₂	-30				
						深さh ₃	-30				
						延長L	-200				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 ∇	± 50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	-100			

J：ジョイント

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
				ジョイント間隔		±30				
				幅		±40				
				長さ		-100, +60				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
				ジョイント間隔		±30				
				リフト高		±50				
				堤幅		-30, +50				
				堤長		±40				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	-0, +1,000			
						盛立幅	-0, +1,000			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	-0, +2,000			
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高	±20			
						長さ L	±100			

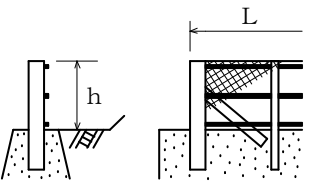
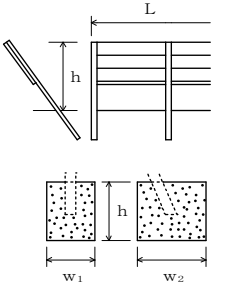
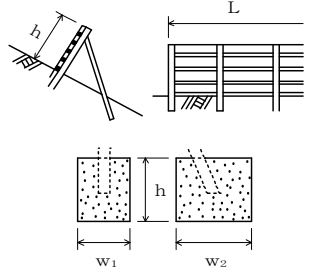
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深度L		設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配置誤差		100			
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2
10 道路 編	1 道路 改良	9 カル バート 工	6		場所打函渠工	基準高 ∇		± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6
						厚さ $t_1 \sim t_4$		-20			
						幅(内法) w		-30			
						高さ h		± 30			
						延長 L	L < 20m	-50			
							L \geq 20m	-100			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	4		落石防止網工	幅 w		-200	1施工箇所毎		10-1-11-4
						延長 L		-200			

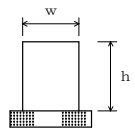
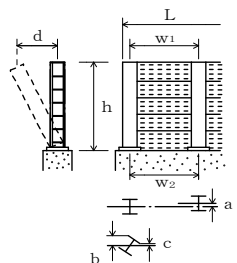
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	1 道路改良	11 落石 雪害 防止工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5	
						延長 L	-200	1施工箇所毎			
10 道路編	1 道路改良	11 落石 雪害 防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6	
						延長 L	-200	1施工箇所毎			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎1基毎
							高さ h	-30			
10 道路編	1 道路改良	11 落石 雪害 防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7	
						延長 L	-200	1施工箇所毎			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎1基毎
							高さ h	-30			
						アンカー 長 ℓ	打込みℓ	-10%			全数
							埋込みℓ	-5%			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4	
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				1施工箇所毎
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支 柱	間隔 w ₁ , w ₂	±15		10-1-12-5	
							ずれ a	10			
							ねじれ b - c	5			
							倒れ d	h × 0.5%			
						高さ h	+30, -20	施工延長5スパンにつき1ヶ所			
						延長 L	-200				1施工箇所毎

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	
						厚 さ	t < 15 cm	-30				-10
							t ≥ 15 cm	-45				-15
						幅	-100	—				

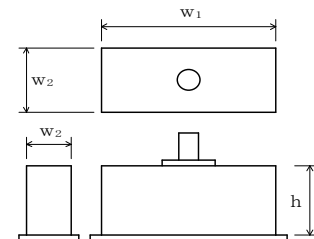
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	
						幅	-25	—				

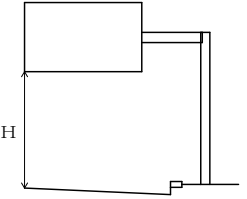
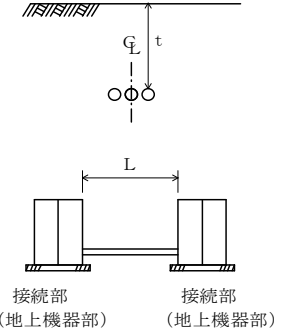
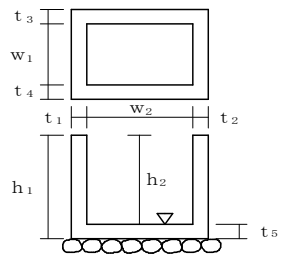
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版		
					踏掛版工 (ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
					踏掛版工 (アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎		10-2-9-4
						高さ h	-30			

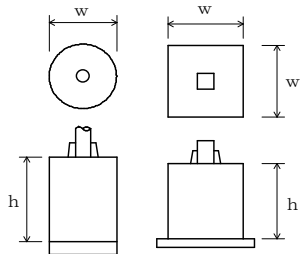
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4	
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5	
						延長 L	-200				接続部間で全数
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打ちのある場合		10-2-12-5	
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20				
						※幅 w ₁ , w ₂	-30				
						※高さ h ₁ , h ₂	-30				

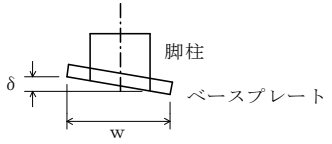
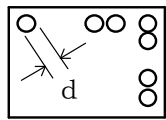
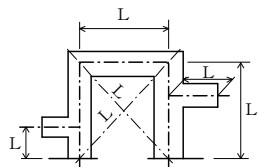
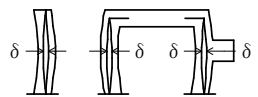
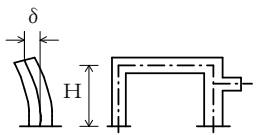
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6
						高さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	
							ベース プレート	孔の位置	± 2	全数を測定。		10-3-3-3
								孔の径 d	0~5			
							仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10m$ $\pm 10 \cdots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \cdots 20m$ $< L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
						はりのキャン バー及び柱の曲 がり δ (mm)		$L/1,000$	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3	
						柱 の 鉛 直 度 δ (mm)		$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	H : 高さ (m)	各柱及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-6-8
						厚さ t	-20			
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50			
						高さ h ₁	-50			
						胸壁の高さ h ₂	-30			
						天端長 ℓ ₁	-50			
						敷長 ℓ ₂	-50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
支間長及び 中心線の変位	±50									

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		
					平面位置		±20				
					アンカーボルト孔の鉛直度		1/50以下				

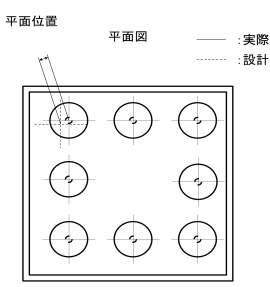
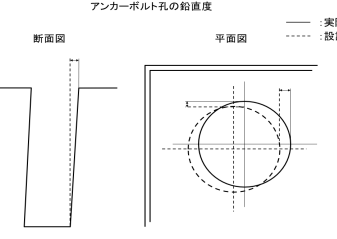
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10～-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	<div style="text-align: center;"> <p>平面位置</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>  </div>	
				平面位置	±20						
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下						

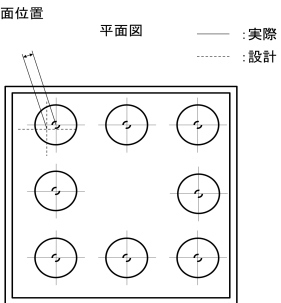
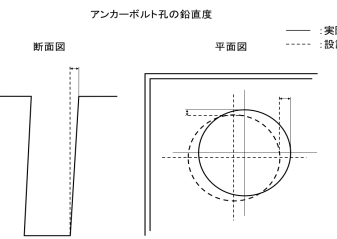
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
						厚さ t	-20			
						天端幅 w ₁	-20			
						敷幅 w ₂	-20			
						高さ h	-50			
						長さ l	-20			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10～-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	<div style="text-align: center;"> <p>平面位置</p> <p>平面図</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p> <p>断面図</p>  </div>	
				平面位置	±20						
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下						

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w (橋軸方向)	-50			
						高さh	-50			
						長さℓ	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w ₁ , w ₂	-50			
						高さh	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	10-3-8-10	
						橋脚中心間距離ℓ	±30				
						支間長及び 中心線の変位	±50				
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		10-3-8-11	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-4-3-9

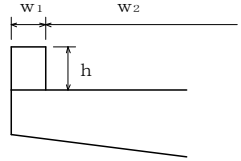
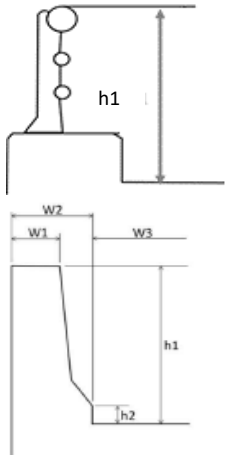
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (L a, L b) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンク リート橋				鋼橋
							±5				±(4+ 0.5×(B -2))
						水平 度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5										
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2以上										
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (L a, L b) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンク リート橋				鋼橋
							±5				±(4+ 0.5×(B -2))
						水平 度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5										
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2以上										

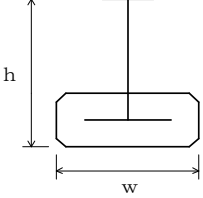
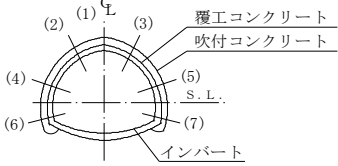
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定 全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。 		10-4-8-5
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6		橋梁用防護柵工	天端幅 w_1	-5～+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。 		10-4-8-6
						地覆の幅 w_2	-10～+20			
			高さ h_1		-20～+30	10-4-8-7				
			高さ h_2		-10～+20					
			有効幅員 w_3		0～+30					

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高さ	±4			
10 道路 編	5 コン クリ ート 橋 上 部	6 プレ ビー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス リング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高さh	10 -5			
						桁長ℓ スパン長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ-30mm以 内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	<p>施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)および断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。</p> 	10-6-4-3	

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面 から10cm以内			

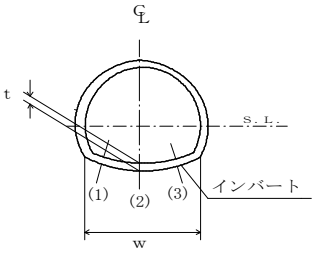
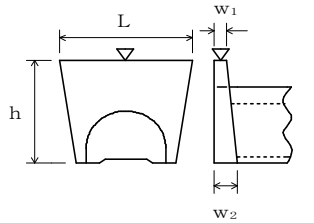
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		10-6-5-3
						幅w (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚さt	設計値以上			
						延長L	—			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5	
						厚さ t	-30				
10 道路編	6 トンネル (NATM)	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4	
						厚さ t	設計値以上				
						延長 L	—				
10 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		10-6-8-4	
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延長 L	-200				

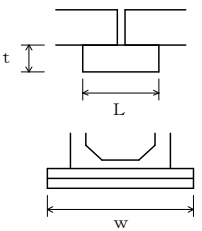
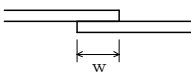
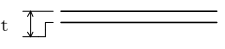
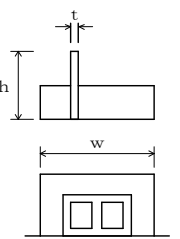
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
						幅w (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚さt	-20			
						延長L	—			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所を測定。		10-11-6-2
						厚さt	-20			
						内空幅w	-30			
						内空高h	±30			
						ブロック長L	-50			

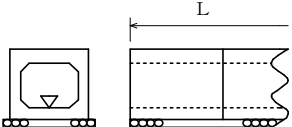
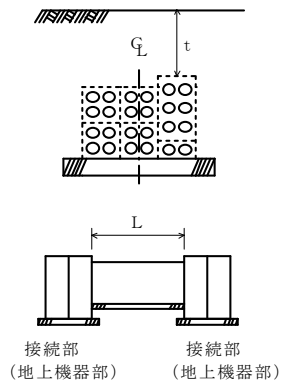
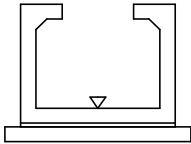
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	4		カラ-継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10-11-6-5
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	11 共同 溝	7 プレ キャスト 構築 工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2	
						延長L	-200				延長：1施工箇所毎
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-2	
						延長L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 （管路センターで測定）			
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝 工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3	

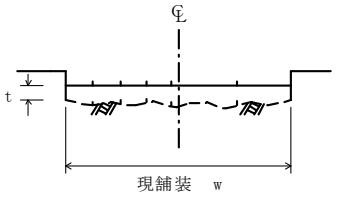
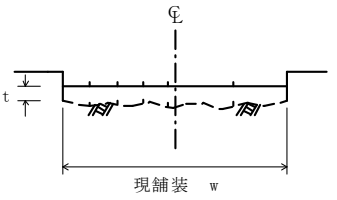
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	<p>The diagram shows a cross-section of a handhole. It consists of an outer frame and an inner frame. Dimensions are labeled as follows: t3 is the top thickness of the outer frame; w1 is the inner width of the outer frame; t4 is the bottom thickness of the outer frame; t1 is the side thickness of the inner frame; w2 is the inner width of the inner frame; t2 is the side thickness of the inner frame; h1 is the total height of the inner frame; h2 is the height of the inner frame above the base; and t5 is the thickness of the base. A downward-pointing triangle symbol (▽) is located at the bottom center of the inner frame, indicating the measurement point for the base height.</p>	10-12-6-2
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

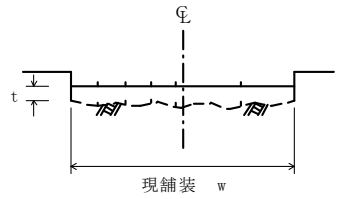
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 <p>現舗装 w</p>	10-14-4-5 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	 <p>現舗装 w</p>	10-14-4-5 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

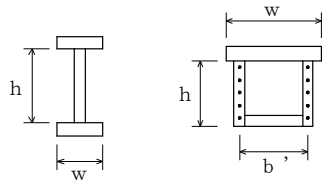
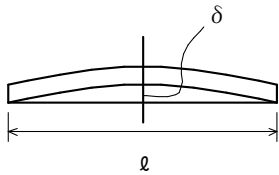
出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
											フランジの直角度 δ (mm)
					圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		10-16-3-4	